資料２

# 地方創生、地方分権改革の推進について

平成 27 年 10 月 14 日

内閣府特命担当大臣・地方創生担当大臣　石破茂

# まち・ひと・しごと創生基本方針2015＝全体像

（平成27年6月30日閣議決定）

## 地方創生をめぐる現状認識

**①人口減少に歯止めがかかっていない**

＜H26年＞

・出生率：9年ぶりに低下、1.42

・年間出生数：過去最低約100万人

**②東京一極集中が加速**

＜H26年＞

・東京圏への転入超過は約11万人（3年連続増加）

**③地方経済と大都市経済で格差が存在**

・地方経済は雇用面は改善、消費回復に遅れ

・ 生産性などで大きな格差

## ◎地方創生は、総合戦略策定から事業推進の段階へ

（26年度）

*総合的な施策メニュー整備*

国の「総合戦略」の策定

（27・28年度～）

*具体的な事業の本格的推進*

「地方版総合戦略」の策定と推進

## ◎「地方創生の深化」 により、ローカルアベノミクスを実現する

**①「稼ぐ力」を引き出す**

（生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築）

**②「地域の総合力」を引き出す**

（頑張る地域へのｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ改革）

**③「民の知見」を引き出す**

（民間の創意工夫の最大活用）

**◎総合戦略の政策パッケージの拡充強化**

**◎地方公共団体への多様な支援の展開**

# 情報支援

## 「地域経済分析システム（RESAS：リーサス）」について

### 目的

- 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、地方自治体が、地域の現状・実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し、その上で、地域の実情・特性に応じた、自発的かつ効率的な政策立案とその実行が不可欠。
- このため、国が、地域経済に係わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態、等）を収集し、かつ、わかりやすく「見える化（可視化）」するシステムを構築することで、地方自治体による真に効果的な「地方版総合戦略」の立案、実行、検証（PDCA）を支援する。

### 地域経済分析システムを用いて把握できること（一例）

①域外から「稼いでくる」産業　②行政区域を超えた企業間取引関係　③地域を支える「地域中核企業」候補
④観光客が多く訪れている場所　⑤観光客の出発地　⑥現在及び将来の人口構成　⑦人口の転入・転出先
⑧各種指標の地方公共団体間での比較　⑨農業部門別の販売金額の割合

**産業マップ**

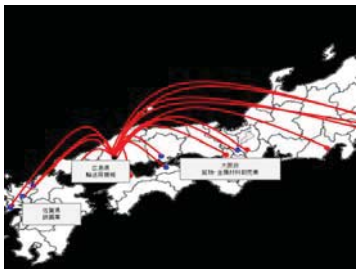

行政区域を超えた産業の広がりを把握可能に

**観光マップ**

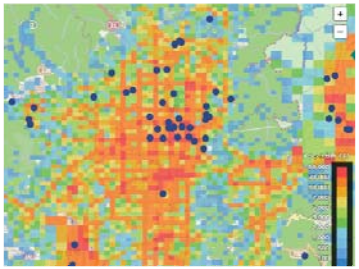

市区町村内のどこに多く人が来ているか把握可能に

**人口マップ**

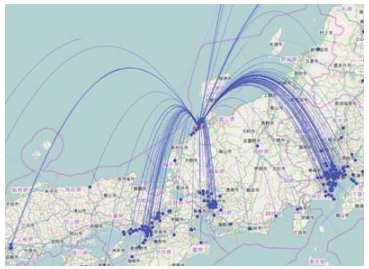

人口の転入・転出状況を、性別・年齢層別に把握することが可能に

**自治体比較マップ**

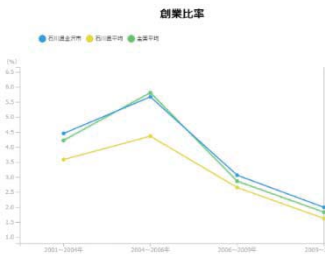


各種指標を他の地方公共団体と比較し、自らの位置付けが把握可能に

**農業マップ**

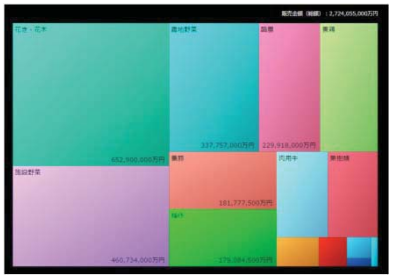

行政区域ごとに農業部門別の販売金額の割合を把握可能に

# 地方創生の深化のための新型交付金

２８年度概算要求額　　各府省合計1,080億円【うち優先課題推進枠307億円】（新　規）
（事業費ベース　2,160億円）

## 事業概要・目的

○統一的な方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、28年度において新たな交付金を創設（「骨太の方針」「創生基本方針」）

○地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援

○ＫＰＩの設定とＰＤＣＡサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

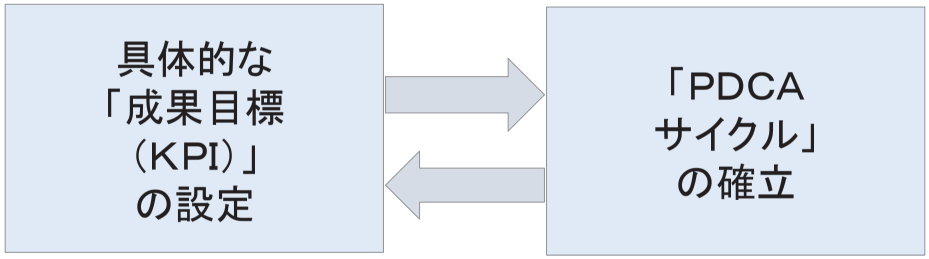


## 事業イメージ・具体例

【想定される支援対象】

①先駆性のある取組
- 官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
  例）ローカル・イノベーション、ローカルブランディング、日本版ＤＭＯ、生涯活躍のまち（日本版ＣＣＲＣ）、小さな拠点　等

②既存事業の隘路を発見し、打開する取組（政策間連携）
- 地方公共団体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

③先駆的・優良事例の横展開
- 地方創生の深化のすそ野を広げる取組

## 資金の流れ

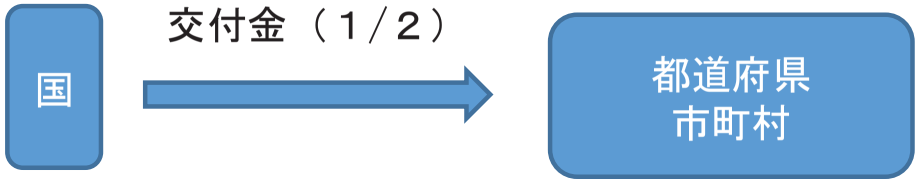


## 期待される効果

○先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

# 地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）

地方公共団体（※1）が行う一定の**地方創生事業に対する企業の寄附**について、**現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ**（※2）、**地方創生に取り組む地方を応援**する。

（効果）

- **企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献**を促進
- 地方公共団体が企業に取組をアピールすることで**自治体間競争**を促進
- **本社機能の移転促進税制の補完**

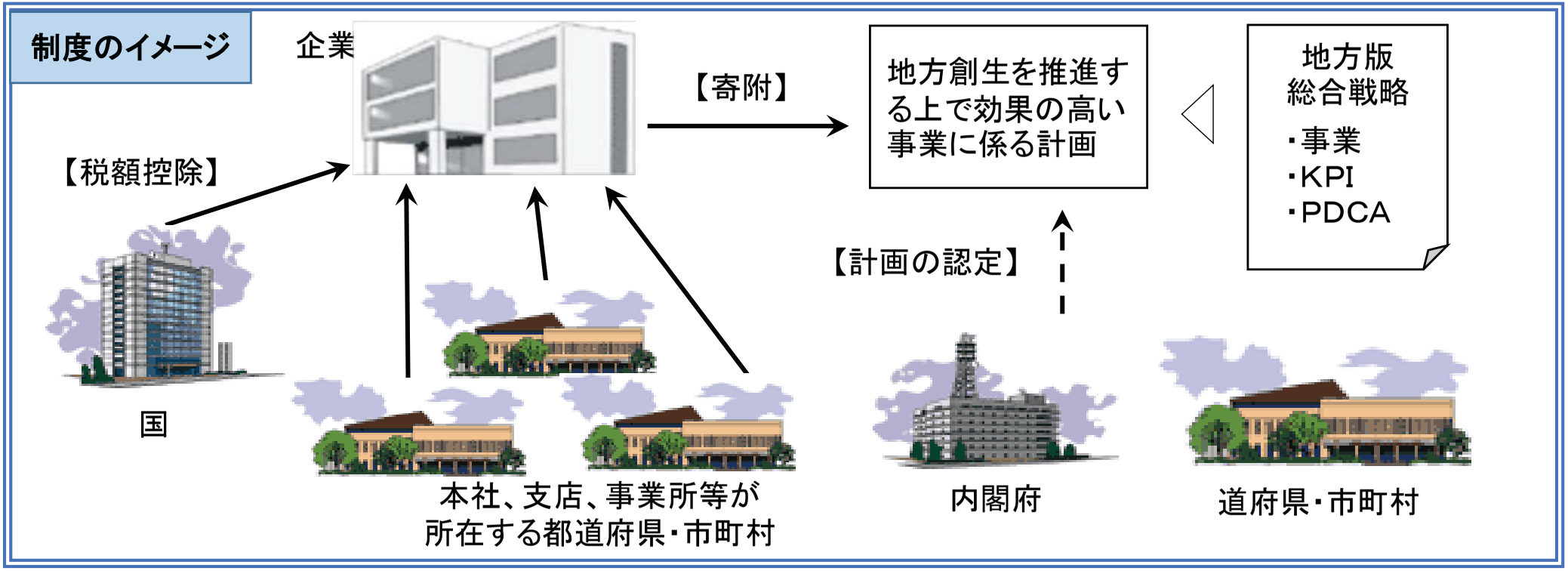


※1　東京都及び特別区など財政力の高い地方公共団体や、主たる事務所が立地する地方公共団体への寄附は対象外とすることを検討。

※2　企業の寄附の趣旨に鑑み、寄附金の全額を税額控除するのではなく、一定部分は企業負担とする。

# 政府関係機関の地方移転

■ 地方への新しいひとの流れをつくるため、地方の自主的な取組を支援し、地方の提案を踏まえ、地方創生に資する研究機関等政府関係機関（独立行政法人を含む。）の移転を図る。

## 施策のイメージ

**地方からの提案**

地方創生に資すると考えられる試験研究機関等政府関係機関（独立行政法人を含む）について、誘致するための整備案を付して提案

**まち・ひと・しごと創生本部での検討**

有識者会議の意見聴取

必要性や効果を検証して、適当とされた機関について移転等を決定

**政府関係機関の移転の取組**

**全国各地への移転**

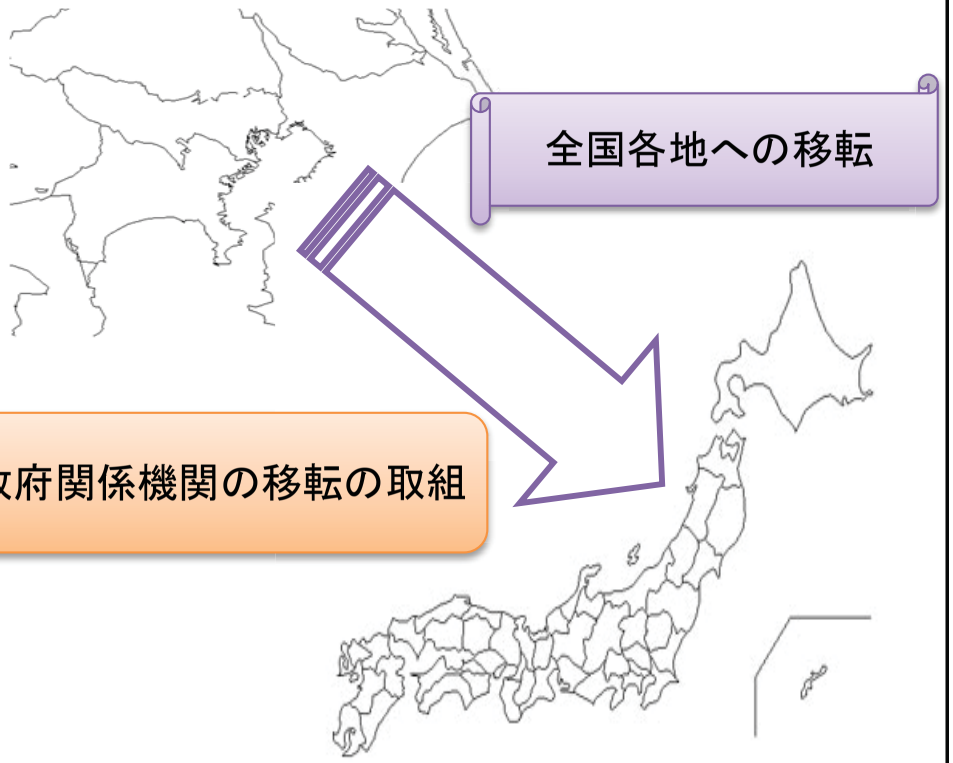

## スケジュール

**2015年３月**

機関誘致の提案を募集開始。

・なぜそこなのか。
・同等以上の機能が発揮できるか。
・条件整備の案（肥大化防止）

**2015年８月**

地方からの「誘致条件整備案を付した提案」期限。70機関について提案（※）。

**2015年12月**

地方提案に対する評価と対応方針案についての考え方のとりまとめ

**2016年３月**

まち・ひと・しごと創生本部で移転等機関の決定（可能なものは前倒しで実施）。

**2016年４月以降**

移転等に向けた具体的な取組の実施。

※42道府県及び１市から提案。東広島市が提案した東京都北区にある（独）酒類総合研究所東京事務所の東広島市にある同研究所本部への移転について、平成27年6月30日のまち・ひと・しごと創生本部で決定。

# 「生涯活躍のまち（日本版ＣＣＲＣ）」構想の推進

## 「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想 【有識者会議において検討中】

**◎東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指す**

### １.東京圏をはじめ高齢者の住み替えの支援

・移住希望者に対しきめ細かな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

・東京圏からの移住にとどまらず、地方居住の高齢者が近隣から「まちなか」に移り住むケースも。

### ２．「健康でアクティブな生活」の実現

・健康づくりとともに、就労・社会活動・生涯学習への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

### ３．地域社会（多世代）との協働

・地域社会に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献ができる環境を実現。

### ４.「継続的なケア」の確保

・医療介護が必要となった時に、終末期まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

| 従来の高齢者施設等 | | 「生涯活躍のまち」構想 |
|---|---|---|
| 主として要介護状態になってから選択 | 居住の契機 | **健康時から選択** |
| 高齢者はサービスの受け手 | 高齢者の生活 | **仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）** |
| 住宅内で完結し、地域との交流が少ない | 地域との関係 | **地域に溶け込んで、多世代と協働** |

**◎8月25日に「中間報告」⇒年末に「最終報告」**
**◎今年度中に第１次のモデル事業を選定**

※米国等では、高齢者が健康時から介護・医療が必要な時期まで・継続的なケアを受けながら、生涯学習や社会活動に参加できる地域共同体 （Continuing Care Retirement Community)が普及

# 平成27年の地方分権改革に関する提案募集方式の取組状況（予定）

３月23日～６月10日　提案募集受付
→　334件の提案

７月１日～16日　関係府省への検討要請

７月14日　地方分権改革推進本部（安倍総理・石破大臣から各省大臣に要請）

８月３日～７日　提案募集検討専門部会
→　関係府省ヒアリング１Ｒ

８月28日　提案募集検討専門部会
→　地方三団体ヒアリング

９月３日～16日　関係府省への再検討要請（９月４日の閣僚懇談会において、石破大臣から各省大臣に要請）

10月６日～20日　提案募集検討専門部会
→　関係府省ヒアリング２Ｒ

10月～11月中旬　関係府省との調整

11月下旬　地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会　合同会議
→　対応方針の了承

12月　地方分権改革推進本部・閣議
→　対応方針の決定

※　ハローワークについては、「雇用対策部会」において、これまでの取組の検証と、それを踏まえた検討を行っている。